

1 地震災害

海岸沿いのA小学校で、3時間目の授業中に強い地震があり、大きな揺れとともに窓ガラスが割れ、教室からは児童の悲鳴が聞こえた。また、この時間、2年生は学校から離れ、校外学習を行っていた。

1 事例の分析と課題

- (1) 児童及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- (2) A小学校は海岸沿いにあり、地震による津波被害が予想されるため、津波等に関する正確な情報収集と避難場所の決定等の確かな判断が必要である。
- (3) この事例では、校外で活動している2年生への適切な対応が求められる。校外での活動を実施する場合は、活動の行程を教職員が共有しておく必要がある。また、引率教員は携帯電話を携帯するなど、緊急の連絡が取れるようにしておくことが求められるが、地震発生時は携帯電話が使えなくなる事態も想定しておく必要がある。

2 緊急対応のポイント

(1) 安全確保

- ・授業担当教員は、地震を感じたら、児童に窓やロッカー等から離れ机の下にもぐるよう指示する。身を隠すところがない場合は、本等で頭を保護し低い姿勢をとるよう指示する。揺れが小さくなくても再び強く揺れることがあるので、揺れが完全に収まるまで身の安全を確保させる。また、出入口を開放するなど避難口を確保する。
- ・野外においては窓ガラス・看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する。近くに空き地などのないときは、周囲の状況を冷静に判断して、両側の建物から離れた歩道の中央など、安全性の高い場所へ移動する。また、ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物、液状化や陥没している場所には近づかない。

(2) 火気の始末

- ・特別教室等で火気を使用中の場合は、無理のない範囲で教職員が消火し、ガスの元栓を閉める。(大きな揺れの場合は、身を守ることを最優先させる)

(3) 情報収集

- ・揺れが収まったら、救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。
- 〔授業担当教員〕
 - ・児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室近辺の被害状況、転倒・落下の可能性のある物等）を確認する。
 - ・児童の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。
- 〔授業のない教職員〕
 - ・分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童の状況を聞き取る。また、避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
 - ・必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携して負傷児童の応急処置に当たる。
- 〔管理職（学校防災本部）〕
 - ・テレビ、インターネット等で津波情報、地域全体の被害状況等を把握する。停電でテレビ等が使えない場合は、自動車のテレビ、ラジオを活用することもできる。
 - ・状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
 - ・学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を設置する。

(4) 避難の指示及び誘導

- 〔管理職（学校防災本部）〕
 - ・津波警報が出るなど危険性が高まった場合、津波からの避難場所、避難経路を決定する。避難時間が確保できる場合は高台等へ、避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所へ避難するよう、教職員や児童に校内放送等を通じて指示を行う。

- ・携帯電話等で校外学習引率教員に連絡し、現在地、負傷者の状況等を確認するとともに、避難場所等について指示する。また、可能な範囲で教職員を現地に向かわせる。

〔授業のない教職員〕

- ・避難経路、避難場所において避難の誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示を伝える。ハンドマイクを用いてグラウンド側から伝えることも有効であるが、確実に伝達できたか確認を行う。

〔授業担当教員〕

- ・指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないこと等落ち着いて行動するよう指導する。

〔校外学習引率教員〕

- ・避難を開始する。津波の危険性が高まった場合は、高台や近くの頑丈な建物の一番高い場所等へ避難する。

(5) 避難場所での対応

〔状況把握〕

- ・教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。

〔救護活動〕

- ・管理職は、児童や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- ・児童や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

(6) 教育委員会への報告

- ・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。

(7) その他

管理職は、授業の継続や中止等を判断するに当たって次の点に留意する。

- ・施設設備の点検を行い、安全を確認する。
- ・テレビやインターネット、携帯ラジオ等での的確な状況把握を行う。
- ・校区内の被災状況等を教育委員会や関係機関、地域の情報等から正確に把握する。
- ・通学路の安全確認や交通機関の運行状況の確認を行う。
- ・児童を下校させる場合は、保護者と連絡がとれるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。(引き渡しの判断基準や手順等は、予め保護者に周知しておく。)

3 防災対応のポイント

(1) 管理・運営体制の確立

日頃から、教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアルに基づく防災体制、施設・設備等の管理体制を確立しておく。

また、校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難基準・避難方法を定めておくとともに、平素から避難経路の安全確保に努める。

(2) 実践的な避難訓練の実施

児童生徒が、地震発生時に落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を計画実施する。

(3) 非構造部材の点検の実施

学校で実施する安全点検においても、地震の際、人に甚大な被害を及ぼす可能性のある非構造部材の点検・対策を行い、被害を最小限に止める。外壁や内壁のひび割れの有無、家具などの変形・腐食・ガタつき・転倒防止対策の有無等を日頃から点検をしておき、こまめな対策をとることにより防災・減災につなげることが求められる。

4 資料等

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成例」（県教育庁保健体育課 平成25年3月）
- ・「地震による落下物や転倒物から子どものたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(文部科学省 平成22年3月)

2 竜巻

B中学校で、3時間目の授業中、周囲が急に暗くなり、雷とともに激しい風が吹いてきた。外ではトタンや発泡スチロールなどいろいろなゴミが宙を舞っており、遠くには雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られた。

1 事例の分析と課題

- (1) 発達した積乱雲に伴い、竜巻が発生している。過去には時速約90kmで移動した竜巻もありスピードが非常に速い場合があるため、生徒及び教職員の安全確保を最優先に、迅速な対応が求められる。
- (2) この事例では、学校のどこにいるのかによって対応が異なるので、教職員は様々なケースを想定し、それぞれの身の守り方について、日頃から生徒を指導しておくことが重要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 身を守るための行動の指示

- ・校内放送等を通じて、竜巻が迫っていること、速やかにかつ落ち着いて身を守るための行動をとることを指示する。

〔教室にいる場合〕

- ・窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れるよう指示する。また、机の下にかくれる、しゃがんでカバン等で頭を守る等、身の回りにあるもので頭を守る姿勢をとるようにさせる。

〔教室以外の校舎内にいる場合〕

- ・ガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せ、壁に近いところでしゃがみ、頭を守る姿勢をとるよう指示する。
- ・体育館にいる場合は、ステージや更衣室、用具室など窓ガラスの少ない場所に移動し、頭を守る姿勢をとるよう指示する。

〔運動場などの屋外にいる場合〕

- ・校舎など頑丈な建物に避難するよう指示する。物置やプレハブなどの簡易な建物には避難しないようにする。
- ・屋内に避難できない場合は、頑丈な建物の物陰に入って身を小さくするか、土地のくぼみなどに身をふせ、頭を守る姿勢をとるよう指示する。

(2) 避難場所での対応

- ・風が収まり、避難経路と避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。

〔状況把握〕

- ・教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。

〔救護活動〕

- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- ・生徒や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

(3) 教育委員会への報告

- ・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。

(4) その他

管理職は、授業の継続や中止等を判断するに当たって次の点に留意する。

- ・施設設備の点検を行い、安全を確認する。
- ・テレビやインターネット、携帯ラジオ等での的確な状況把握を行う。
- ・校区内の被災状況等を関係機関や地域等の情報から正確に把握する。

- ・通学路の安全確認や交通機関の運行状況の確認を行う。
- ・生徒を下校させる場合は、保護者と連絡がとれるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。（引き渡しの判断基準や手順等は、予め保護者に周知しておく）

3 防災対応のポイント

(1) 児童生徒への指導

児童生徒が竜巻から自らの身の安全を守るために、適切な知識や行動を身に付ける必要がある。そのため、日頃から、竜巻が接近してきたときのとるべき行動、竜巻の特性、安全な避難場所等について十分理解させるとともに、発達した積乱雲に伴う雷、急な大雨への対応についても指導する。

(2) 気象情報の把握等

竜巻が発生しやすい気象状況となっている場合、気象台から「竜巻注意情報」が発表される。また、気象庁HPのレーダー・ナウキャストで竜巻発生の危険性がある地域と今後の予想を見ることができる。テレビ、インターネット等で最新の気象情報の把握に努めるとともに、「真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる」「ヒヤッとした冷たい風が吹き出す」「雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする」「大粒の雨やひょうが降り出す」など竜巻の予兆となる周囲の様子に注意を払うことが重要である。

4 参考等

- ・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成25年3月）
- ・「竜巻から身を守る ～竜巻注意報～」(気象庁 平成25年5月)
- ・「特別警報が始まります。」(気象庁 平成25年6月)
- ・「急な大雨・竜巻・雷から身を守るために」(県教育庁保健体育課 平成25年9月)

雷への対応

- 雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくるので、部活動など屋外活動をしている場合、速やかに屋内に避難する。
- 雷は短時間で収まることが多いので屋内の安全な場所で待機する。無理に帰宅しない。
- 雷は高い場所に落ちやすいため、立ち木から離れたところに避難する。木の下での雨宿りは厳禁。
- 近くに避難する場所がない場合は、低い場所を探してしゃがむなどできるだけ姿勢を低くする。
- 自転車に乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。

急な大雨への対応

- 激しい雨の中を無理して歩かず、頑丈な建物など安全な場所へ避難する。
- 河川や用水は、ごく短時間のうちに水かさが増す危険性があるため、すぐに水辺から離れ、絶対に近づかない。
- 浸水・冠水している場所には、絶対近づかない。
- 激しい雨や浸水により、道路や用水の位置が確認できない場合は、無理な行動はしない。（外出が危険な場合は、2階以上のできるだけ高いところへ移動する。浸水・冠水しているにもかかわらず、自宅等から、無理に避難場所へ避難しようとして、流水に巻き込まれたり、用水に転落して被災した事例もある）
- 地下室や地下街は水が流れ込む恐れがあるため、すぐに地上へ移動する。

特別警報について（平成25年8月運用開始）

- 特別警報には、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、大津波、噴火（噴火警戒レベル4以上）、緊急地震速報（震度6弱以上）がある。
- 警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想されるため、直ちに安全な場所へ避難するなど、身を守るために最善を尽くす必要がある。
- 児童生徒が学校にいる場合は、帰宅させず、学校の中のより安全な場所にとどまるようにさせる。

3 学校施設に起因する事故

A小学校で清掃時間中、3階教室のベランダにいた児童が、ベランダ手すりにある直径5cm程度の穴に足を掛け、グラウンドにいた友人と身を乗り出して話をしていたところ、掛けていた足が外れ、転落した。

1 事例の分析と課題

- (1) 事故後の対応では、負傷している児童の救護を最優先に行う必要がある。
- (2) 転落事故は、他の事故と比較して特に死亡や障害につながる可能性が高い。事故を未然に防ぐために、日頃、児童に対し、ベランダや屋上、階段、天窓等の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らない指導を徹底したり、必要に応じて立ち入りを制限する必要がある。
- (3) 施設の安全点検では、手すりに足掛かりとなるものがないか、付近に踏み台となる物が置かれていないか等、児童等の危険な行動を予測し適切な措置をすることが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 負傷者の確認及び応急処置

- ・教職員は、児童の負傷の状況を確認し、応急処置を行うとともに管理職に連絡する。特に重傷の児童がいる場合は、救急車の要請を行うとともに保護者に連絡する。
- ・周囲の児童の動揺を鎮めるように配慮し、他の場所に移動させる。
- ・校内救急体制に基づき、他の教職員と協力して状況把握や連絡を適切に行う。

(2) 救急車への同乗・保護者への連絡

- ・負傷した児童の救急車による病院への搬送の際は教職員が付き添い、事故の状況説明を行う。児童名簿、連絡簿等を携帯する。
- ・比較的軽傷で、救急車の要請を行わない場合は、保護者に連絡し病院へ引率する。
- ・負傷した児童の保護者に状況を説明し、病院に搬送された場合は、病院名や付き添っている教職員の氏名等を伝える。

(3) 付近の立ち入り規制・情報収集

- ・現場付近及び、他の教室のベランダについて、事故の原因解明とその後の適切な措置があるまで児童の立ち入りを規制する等の措置を取る。
- ・周囲にいた児童から、動揺を鎮めながら可能な範囲で情報を収集する。
- ・収集した情報は一元化し、管理職に迅速に伝わるようにする。

(4) 関係機関等への連絡

〔警察〕

- ・管理職を通じて、警察に連絡し、事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

〔教育委員会〕

- ・教育委員会に事故の第一報を入れ、助言を得る。

(5) その他

- ・安全施設上の問題で整備が必要であれば教育委員会と協議の上、適切な措置を行う。

3 未然防止と施設設備の安全点検のポイント

(1) 学校安全計画の作成

各学校において、安全教育と安全管理の観点から、年間を通じた安全に関する諸活動の基本計画として学校安全計画を立て、実施する。

(2) 安全教育

学級活動や教科指導等で計画的に次の安全教育を行う。

- ・施設、設備による負傷や危険性、正しい使い方
- ・遊びや運動の種類、場所によって起こる負傷と安全のきまり
- ・事故が発生したときの通報の仕方

(3) 安全点検

日頃から、教職員の安全管理意識を高め、施設設備の点検・管理体制を確立する。

ア 安全点検の種類

- ・定期点検—学期1回の点検を行い、全教職員により全校的規模で総合的に実施する。
- ・月例点検—毎月1回、年間計画に位置付けて重点的な点検を行い、安全確保を図る。
- ・日常点検—毎授業日の活動前後に実施する。
- ・臨時点検—学校行事（運動会等）の前後、火災・地震・風水害等の後、速やかに実施する。

イ 安全点検の実施方法

- ・全教職員が共通理解の上で、児童生徒と共に点検組織を確立するとともに、専門的な知見のある者による定期的な点検を適切に行うこと。
- ・点検では、学校の実態に即した点検カードを作成し、安全点検と事後措置の徹底を図るとともに、遊具、器具等は、腐食等による損傷で重大事故の発生が考えられることから、修理等が経年的に確認できる「器具・遊具管理簿」も作成する。
- ・点検では、目視だけでなく、打音（ハンマー等で叩く）、振動（揺れ動かす）、負荷（ぶら下がる、押す、引く、ねじる等）、作動（回転部分の油切れ、摩耗による作動の偏り）の方法により確実にを行うこと。

ウ 点検結果の事後措置

- ・点検結果の情報を教職員で共有し、児童生徒に周知するとともに、危険防止のための指導を行う。
- ・危険と判断される施設設備については、速やかにロープ、柵等による立入禁止や使用禁止の措置を講じ、早急に修理等を行う。

施設設備の安全点検では、日常の学校生活で起こりうる可能性のある事故（転落、転倒、衝突、挟まれ、落下物、遊具等）防止の観点から行うほか、防災上の観点から、非構造部材（天井、照明、窓ガラス、外壁、収納棚等）の点検、消火器、暖房器具、ガス器具等の点検も定期的に行う必要がある。

4 資料等

- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（県教育庁保健体育課 平成21年3月）
- ・「学校安全点検要領（改訂版）」（県教育庁保健体育課 平成7年3月）
- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成22年3月 HP掲載）
- ・「学校施設における事故防止の留意点について」（文部科学省 平成21年3月 HP掲載）
- ・「学校における転落事故防止の留意点について」（通知 文部科学省 平成20年8月29日 HP掲載）
- ・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省 平成21年3月、平成22年3月）
- ・「地震による落下物や転倒物から子どもを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」（文部科学省 平成22年3月 HP掲載）

4 校内への不審者侵入

A高校で、放課後17時30分頃、バレー部の女子生徒が練習終了後帰宅するため、校内の自転車駐輪場に行くと、一人の男が立っていた。辺りは薄暗かったため、女子生徒は先生かと思い、あいさつをして通り過ぎると、突然、男は女子生徒の後ろから襲いかかり、刃物を持って「殺すぞ」と脅してきた。女子生徒は、大声を出したため、男は慌ててその場から逃げ去った。女子生徒は職員室へ駆け込み、教員へ通報した。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、被害生徒や周辺生徒の安全確保と警察との連携を速やかに行うことが大切である。
- (2) 日頃の施設の管理状況を確認し、再発防止に努めるとともに、生徒に注意を喚起することが大切である。
- (3) 学校は近隣の学校等に情報を伝え、被害が他校に拡大しないようにすることが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 不審者への対応・被害生徒の安全確保

- ・被害者から一報を受けた教職員は、近くにいる教職員に応援要請するとともに管理職に連絡をする。
- ・被害生徒の安全を確保するとともに必要に応じ応急処置をする。また、状況について可能な限り聞き取る。
- ・速やかに教職員は複数で現場及び校内、学校周辺を巡視し不審者がいるかどうか確認する。その際、手近にあるもの（モップ、いす、さすまた等）を持参し、不審者を発見したら不審者の動きや移動を阻止し、不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

(2) 生徒の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき事前に決めておいた暗号等による緊急放送等で不審者に知らせないように校内にいる生徒や教職員に知らせ避難させる。
- ・顧問は部活動を中止させ、生徒を避難させるとともに、教職員は分担して校内に残っている生徒の安否を把握し、安全を確保する。
- ・負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

(3) 関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて救急車を要請する。
- ・警察の指示のもと、近隣の学校園や自治会等へ発生の事実を伝え、被害拡大を防ぐ。

(4) 情報収集・報告

- ・管理職は速やかに教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。その後、適宜報告する。
- ・管理職は全職員に事実を伝え、事件に関する情報収集をするとともに、今後の生徒や保護者への説明や対応等について決定し、教職員へ指示する。

(5) 生徒・保護者への対応

〔被害生徒に対して〕

- ・顧問や担任を中心に、速やかに被害を受けた生徒の保護者に連絡し、今回の事件の経過及び学校の取った措置を保護者に説明し、学校への理解を求める。
- ・場合によっては、顧問や担任と共に管理職が家庭に出向き対応する。

〔全生徒に対して〕

- ・校内に残っている生徒については、安全な下校を確保するため、保護者へ連絡し状況に応じて迎えにきてもらう。
- ・帰宅途中の生徒の安否を確認するため、保護者へ連絡する。

3 未然防止のポイント

(1) 施設設備等の安全管理の徹底

- ア 門扉の施錠や出入り口を限定し、誰でも自由に立ち入ることができないようにする。
- イ 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行う。
- ウ 来校者への名札等の着用、来校目的と記名を義務化し、来校者の動線を限定することでできる限り教室に近づけないようにする。
- エ 必要に応じ、安全確認のための機器を整備する。(警報装置、通報装置、防犯カメラの整備等)

(2) 緊急時に備えた体制整備・校内研修

- ア 教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備え、通報や誘導などの体制をシミュレーションし、防犯訓練を実施する。
- イ 緊急時に備え、平常時に警察や病院、安全ボランティアなどの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。また、連絡がすぐに取りれるよう電話番号などはよく見えるところに掲示する。
- ウ 全教職員が、AED等救急医療器具の扱いや応急処置・心肺蘇生法に慣れておき、AED機器等設置場所の把握をしておく。

(3) 児童生徒に対する指導

- ア 不審者侵入に備え、校内放送等による緊急連絡についての決まりを伝え、周知徹底するとともに防犯訓練を実施する。
- イ 日頃から来訪者に対してあいさつをするとともに、校内に不審な人物を見かけたら教職員へ連絡するよう指導する。

4 資料等

- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」(県教育庁保健体育課 平成21年3月)
- ・『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省 平成22年3月 HP掲載)
- ・「学校の危機管理マニュアル-子どもを犯罪から守るために-」
(文部科学省 平成19年11月 HP掲載)
- ・「子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-」
(文部科学省 平成22年7月 HP掲載)
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集
-学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に-」
(文部科学省 平成23年3月 HP掲載)
- ・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
(文部科学省 平成21年3月、平成22年3月)

5 シックハウス症候群

A中学校において、冬季の1時間目、司書職員は不在であったが、国語科担当教諭指導のもと、図書室を使用した。始業時、新しい書棚付近から発せられるにおいが強いと生徒らが発言していたが、新しいから仕方がないと説明して授業は続行した。やがて、生徒から「頭痛がする」、「目が痛い」、「のどが痛い」等の訴えがあったことから、図書室から教室へ移動した。異常を訴えた生徒に対しては、授業後に保健室へ行くよう指示した。

図書室では先週金曜日の午後、老朽化した書棚を新しいものに入れ替えていた。土日は学校休業日であり、月曜1時間目まで、図書室は閉め切られていた。土日の天気は晴れであり、暖かい陽気であった。空気がこもっている感があったが、被害発生時は寒かったので、窓を開けての換気は行わなかった。

被害発生を受けて、新たに設置した書棚に使用されている合板からの化学物質放散も考えられたため、業者に確認したところ、JASマーク等級「F☆☆」であり、ホルムアルデヒド放散量が多い集成材が使用されていたことが判明した。

また、図書室に窓は南北に5箇所ずつある。採光のため、南側の窓はいずれも確保されているが、北側はスペースの都合により、5箇所中4箇所は窓の前に書棚が置かれており、通常から換気状態はあまりよくなかった。

1 事例の分析と課題

- (1) 新規備品納入時は、使用されている材質など、シックハウス症候群の原因等の情報に留意し、納入後は換気を十分に行う必要がある。また、新規備品納入については養護教諭と連携及び学校薬剤師に相談しながら、状況に応じて必要な対策を講じ全教職員に周知する。
- (2) 平素から窓等の換気経路は十分に確保する必要がある。
- (3) 症状を訴えた生徒に対し、状況により、即座に対応する校内救急体制の確立と徹底が必要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況の把握・対応

- ・窓を開放し換気を行うとともに、指導担当教員は直ちに職員室に連絡し応援を要請する。
- ・全員を通風状態の良い安全な場所に移動させる。
- ・養護教諭と連携し、症状を訴えた生徒の状況を確認及び聞き取りをするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・当該場所の使用を中断し、明らかな異臭、刺激臭等が持続している間は使用中止について検討する。
- ・生徒等から聞き取った情報等を基に、原因の特定に努め、換気等の対策を講じる。
- ・担任は、状況に応じて保護者に連絡する。
- ・当該生徒だけではなく、全生徒の健康観察を継続的に行う。
- ・管理職は、担任、養護教諭等関係者から情報を集めるとともに、記録者を決め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録させる。
- ・管理職は、外部への情報提供や、マスコミの取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱しないよう配慮する。

(2) 生徒への対応

- ・症状等の程度の確認と状況に応じて応急処置を行う。
- ・必要に応じ、保護者とともに専門医の受診をすすめる。
- ・全生徒の不安を取り除く。

(3) 保護者への対応

〔当該生徒の保護者〕

- ・症状や経過を説明する。

- ・状況に応じて家庭環境（自宅の新築・改築等）の聞き取りを行う。
- ・必要に応じて、保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。

〔全校の保護者〕

- ・当該場所の一時使用中止、学校環境衛生検査（臨時）の実施など、学校の対応について文書等で周知する。

(4) 関係機関との連携

- ・学校薬剤師、検査機関と連携し、学校環境衛生検査（臨時）を速やかに実施するとともに、必要な助言等を受け、対応する。

(5) 教育委員会への報告

- ・被害の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

3 未然防止のポイント

- ・全教職員の共通理解のもとで、日常的に換気を行う。特にワックス掛けを行う場合は、室内空気を汚染する化学物質の含有が少ない、またはその放散が少ないワックスを選定する。
- ・パソコン、机・椅子などの備品や、カーテン、壁紙等を更新した場合は、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を行う。
- ・化学物質過敏症の生徒を把握している場合は、適切な対応について全教職員で共通理解を図る。
- ・校長・保健主事・養護教諭は学校薬剤師の助言・協力を得ながら、学校環境衛生活動について学校保健委員会で検討し、学校環境衛生の維持・改善に務める。

4 関係法令等

(1) 法令等

- ・学校保健安全法第6条（学校環境衛生基準）
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

(2) 通知等

- ・学校における環境衛生管理の徹底について（文体学第187号 平成4年6月23日）別紙「学校環境衛生の基準」（文部省体育局長裁定）
- ・学校環境衛生の確保の徹底について（教ス健第2020号 平成15年6月9日）
- ・教室等における「学校環境衛生基準」に基づく空気環境の確保の徹底について（平成17年7月14日付け事務連絡 スポーツ健康教育課学校保健グループ主幹）
- ・学校環境衛生基準の施行について（21文科ス第6013号 平成21年4月1日）

(3) 資料等

- ・「学校環境衛生管理マニュアル」（文部科学省 平成16年3月）
- ・「健康的な学習環境を確保するために ー有害な化学物質の室内濃度低減に向けてー」（文部科学省 平成18年6月）
- ・「健康な日常生活を送るために シックハウス症候群の予防と対策」（厚生労働省 平成23年1月）

6 薬品の紛失・盗難

A教諭は3時間目の理科の授業終了後、始業前にはあった薬品庫の水酸化ナトリウムの瓶がなくなっていることに気付いた。しかし、他の教諭が授業のため持ち出したと思い、放置しておいたところ、休憩時間に中身のない水酸化ナトリウムの瓶を児童が見付けた。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、外部からの侵入者による盗難である可能性とともに、紛失した薬品が学校給食や水道水、児童が持参している水筒の湯茶に混入される恐れがあるため、速やかに対応することが必要となる。
- (2) 薬品の紛失が判明した後の対応として、生命に関わるような事件になりかねないことを考え、薬品の早期発見に努めることが大切である。
- (3) 薬品の紛失が学校の管理下で発生した場合、学校の責任が大きく問われることになるため、日常の安全指導及び安全管理が大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 確認・報告

- ・薬品の使用責任者は、全教職員に使用の有無を確認するとともに、薬品の数量や有無を薬品管理簿等により正確に確認する。
- ・紛失・盗難が確認された場合は、管理職に報告し、速やかに全教職員に連絡する。
- ・現場を保存し、直ちに教育委員会等に報告するとともに警察署に届け出る。

(2) 安全管理

- ・管理職は、直ちに児童に水道水等の飲用の禁止を指示する。
- ・担任は、児童に事情を説明し、安全が確認されるまで水道水等の飲用の禁止を徹底する。
- ・担任は、児童の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭による個別の指導・手当てを受けさせた後、学校医（専門医）に診せ、その判断を仰ぐ。

(3) 紛失物の発見

- ・担任は、児童へ薬品の危険性について説明し、所持の確認をしたり全教職員による校内点検を実施したりすることにより、紛失した薬品の早期発見に努める。

(4) 関係機関への報告

- ・管理職は、事件の概要や児童の状況等を教育委員会に報告する。
- ・学校給食や水道水等に薬品が混入された疑いのある場合は、管理職は直ちに保健所、消防署に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置をとる。

(5) その他

- ・管理職は、当日の給食、午後の授業の実施の可否について検討する。
- ・学校給食への混入防止として、担任は給食の準備に関して、また、担任以外の教師は給食運搬に関して安全管理を徹底し、給食に薬品が混入されることのないように注意する。
- ・保護者に事件の状況を文書で知らせ、学校の対応への理解と協力を求める。
- ・教育委員会との連絡を密にするとともに、事件発生の原因を究明し、再発防止の具体策や具体的な改善点等について全教職員の共通理解を図り、安全管理の体制をつくる。

3 未然防止のポイント

(1) 責任者の配置

- ア 薬品管理責任者は校長であり、購入した薬品（毒物、劇物、危険物等）について、使用及び保管、廃棄まで適切に管理、監督をする。
- イ 校長は、薬品使用責任者を定める。薬品使用責任者は、薬品の購入、管理、薬品管理

簿の整備や毒物及び劇物の定期的な確認等に当たる。

(2) 薬品の取扱いについての指導

教職員に対して研修を行い、安全意識を高めておく。また、薬品を扱う授業の際には、児童生徒に対してその危険性や適切な取扱いについて十分に指導する。

(3) 薬品の管理

ア 授業者が理科室を離れる場合には、薬品庫・準備室等の施錠を徹底し、施錠に際しては、児童生徒に任せるなど鍵を安易に教職員以外に使用させない。

イ 平素から、薬品を使用した教員は必ず薬品管理簿等に記入するように徹底する。

ウ 取扱要領等校内規程を整備し、保管状況の確認などの定期的な検査を行う。

エ 長期間保存されている薬品で、今後も使用の見込みがないものは、適正な方法により、速やかに廃棄する。

(4) 毒物及び劇物の管理

ア 施錠のできる専用保管庫に保管し、一般薬品等と区分して収納する。

イ 保管庫及び容器すべてに、毒物・劇物等の表示をし、名称を明示する。

ウ 保管庫の施錠の確認は責任ある者が行い、鍵の保管は責任者を定めて管理する。

エ 品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されている管理簿等を備え、定期的に数量と薬品管理簿等の照合を行う。

(5) 異物混入の防止

日頃から、担任は児童生徒の交友関係等の把握に努めるとともに、給食の配膳時に立ち会い、安全管理に努める。

4 法令・判例等

(1) 法律等

- ・毒物及び劇物取締法 第11条(毒物又は劇物の取扱)、第12条(毒物又は劇物の表示)
第15条の2(廃棄)、第16条の2(事故の際の措置)

(2) 通知等

- ・学校における毒物及び劇物の適正な管理について(文初高第501号 平成12年1月11日)

○学校で扱われている主な毒物及び劇物、危険物

学校で扱う薬品には、毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物や劇物にあたるものも含まれる。学校で毒物及び劇物を扱う場合は、登録や届け出の義務はないが、「届出を要しない毒物又は劇物業務上取扱者」として、法令に従った保管・管理、廃棄処理を行わなければならない。

【毒物に指定されているもの】 黄リン・フッ化水素酸・水銀

【劇物に指定されているもの】

塩酸・アンモニア水・過酸化水素水・水酸化ナトリウム・メタノール・硫酸・ヨウ素
塩化バリウム・硫酸銅・塩化銅・酢酸鉛・硝酸銀・硝酸・水酸化カリウム・ナトリウム
ホルマリン・塩化亜鉛・カリウム・四塩化炭素・臭素・フェノール・クロム酸カリウム・
ニクロム酸カリウム・アニリン・トルエン

ほかに「消防法」による、「危険物」がある。危険物を保管する場合は、類の異なる物は同一の貯蔵所に保管しない。また、保管場所の周辺で火気を使用してはならない。

【危険物 第一類】 酸化性固体(塩素酸塩類、過マンガン酸塩類 等)

【危険物 第二類】 可燃性固体(赤リン、硫黄、マグネシウム、鉄粉 等)

【危険物 第三類】 自然発火性物質及び禁水性物質(黄リン、ナトリウム 等)

【危険物 第四類】 引火性液体(メタノール、エタノール、アセトン 等)

【危険物 第五類】 自己反応性物質(ピクリン酸、ニトロセルロース 等)

【危険物 第六類】 酸化性液体(過塩素酸、過酸化水素、硝酸 等)